



山形県公報

令和4年6月24日(金)
第315号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 退職手当の調整額の算定等に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……637
- 山形県県税規則等の一部を改正する規則……………(税 政 課) ……638
- 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則……………(同) ……同

告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……639
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……640
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……641
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……642
- 同……………(同) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……643
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……644

選挙管理委員会関係

告 示

- 山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程……………645

規 則

退職手当の調整額の算定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第29号

退職手当の調整額の算定等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の調整額の算定等に関する規則(平成18年3月県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「附則第32項」を「附則第3項」に改め、同条第3号中「附則第33項」を「附則第4項」に改め、同条第4号中「附則第34項」を「附則第5項」に改め、同条第5号中「附則第38項」を「附則第9項」に改め、同条第6号中「附則第39項」を「附則第10項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第30号

山形県県税規則等の一部を改正する規則

（山形県県税規則の一部改正）

第1条 山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表4 不動産取得税の項中「第73条の25第3項」を「第73条の25第2項」に改める。

別記第103号様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

別記第112号の2様式の注書中「不動産取得税納税義務発生申告書とともに」を「農地等の取得の日から1月以内に」に改める。

（山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則

（平成19年10月県規則第100号）の一部を次のように改正する。

第4条中「山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）第74条第1項に規定する不動産取得税納税義務発生申告書を提出する際」を「当該家屋又はその敷地である土地の取得の日から1月以内」に改める。

別記様式第2号の注書第1項中「不動産取得税の納税義務発生申告書を提出する際」を「当該対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得の日から1月以内」に改める。

（山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例施行規則の一部改正）

第3条 山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例施行規則（令和3年7月県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第4条中「山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）第74条第1項に規定する不動産取得税納税義務発生申告書を提出する際」を「当該家屋又はその敷地である土地の取得の日から1月以内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の山形県県税規則（以下「新県税規則」という。）別記第103号様式及び別記第112号の2様式、第2条の規定による改正後の山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則（以下「新地域経済牽引事業促進規則」という。）第4条及び別記様式第2号並びに第3条の規定による改正後の山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例施行規則第4条の規定は、この規則の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正前の山形県県税規則により作成した用紙で新県税規則に相当規定のあるもの及び第2条の規定による改正前の山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則により作成した用紙で新地域経済牽引事業促進規則に相当規定のあるものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第31号

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則（平成28年3月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中「山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）第74条第1項に規定する不動産取得税納税義務発生申告書を提出する際」を「当該家屋又はその敷地である土地の取得の日から1月以内」に改める。

別記様式第2号の注書第4項中「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

別記様式第3号の注書第3項中「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

別記様式第4号の注書第1項中「対象施設」を「特別償却設備」に、「不動産取得税の納税義務発生申告書を提出する際」を「当該特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得の日から1月以内」に改め、同注書第3項中「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び別記様式第4号の注書第1項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例施行規則第4条及び別記様式第4号の規定は、同項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年6月県条例第23号）附則第3項の規定により、同項に規定する中小通算法人とみなされたものに係る改正後の別記様式第2号から別記様式第4号までの規定の適用については、これらの規定中「法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人」とする。
- 4 改正前の別記様式第2号から別記様式第4号までの規定により作成した用紙は、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

告 示

山形県告示第535号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和4年6月2日招集した山形県議会定例会は、同月21日閉会した。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第536号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
上山市菖蒲及び泥部地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和4年6月3日から令和5年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第537号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営中楯地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営中楯地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和4年6月28日から同年7月27日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営笹川左岸上流地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営笹川左岸上流地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和4年6月28日から同年7月27日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営日向中部地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営日向中部地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

酒田市役所

3 縦覧に供する期間

令和4年6月28日から同年7月27日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営日向川北部地区土地改良事業（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営日向川北部地区土地改良事業（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

酒田市役所及び遊佐町役場

3 縦覧に供する期間

令和4年6月28日から同年7月27日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営最上川下流左岸（京田川）地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営最上川下流左岸（京田川）地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画書の写し

2 縦覧に供する場所

庄内町役場

3 縦覧に供する期間

令和4年6月28日から同年7月27日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和4年6月24日から同年7月8日まで縦覧に供する。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 399号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市三間通字東蔵田18番2から 同 14番7まで	旧	11.6メートル ） 11.0	メートル 62.0
同 上	新	16.0メートル ） 11.0	同 上

山形県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和4年6月24日から同年7月8日まで縦覧に供する。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤湯停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市三間通字檀ノ越121番5から 同 中蔵田25番2まで	旧	24.0メートル ） 8.0	メートル 393
同 上	新	31.0メートル ） 13.6	同 上

山形県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年6月24日から同年7月8日まで縦覧に供する。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
飽海郡遊佐町北目字田屋敷31番1から 同 43番1まで	旧	20.2メートル } 18.7	メートル 43
同 上	新	127.8メートル } 19.2	同 上

山形県告示第545号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
尾花沢市大字尾花沢の一部
- 2 公共測量を実施する期間
令和4年6月10日から同年9月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真撮影、数値図化）

山形県告示第546号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
鶴岡市錦町地内、同市大部町地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和4年6月17日から同年10月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第547号

次の開発行為は、完了した。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和4年5月18日 指令置総建第34号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
第一工区
東置賜郡高畠町大字高畠字大在家50番5、50番9、50番10、字荒小路1077番18、1077番19、1077番20、1077番21、1077番22、1077番23、1077番24
第二工区
東置賜郡高畠町大字高畠字荒小路1077番25、1077番26、1077番27、1077番28、1077番29、1077番30、1077番31
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町土地開発公社

山形県告示第548号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

第1条 山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

〃	イオン山形南支店	〃 若宮三丁目7番8号	〃 〃
〃	米沢中央支店	米沢市金池五丁目7番12号	〃 〃

を

〃	米沢中央支店	米沢市金池五丁目7番12号	〃 〃
---	--------	---------------	-----

に、

〃	天童中央支店	天童市東本町一丁目2番1号	〃 〃
〃	イオンモール天童支店	〃 芳賀タウン北四丁目1番1号	〃 〃

を

〃	天童中央支店	天童市東本町一丁目2番1号	〃 〃
---	--------	---------------	-----

に、

〃	北町支店	〃 円応寺町5番7号	〃 〃
---	------	------------	-----

を

〃	北町支店	〃 円応寺町5番7号	〃 〃
〃	イオン山形南支店	〃 青田南24番40号	〃 〃

に、

〃	長岡支店	〃	〃 〃
---	------	---	-----

を

〃	長岡支店	〃	〃 〃
〃	イオンモール天童支店	〃	〃 〃

に改める。

第2条 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を次のように改正する。

別表第4中

〃	桜田支店	〃 青田南24番40号	〃 〃
〃	イオン山形北支店	〃 馬見ヶ崎二丁目12番19号	〃 〃

を

〃	桜田支店	〃 青田南24番40号	〃 〃
---	------	-------------	-----

に、

「	「	北町支店	「	円応寺町5番7号	「	「	」	を
」	「	イオン山形北支店	「		「	「	」	に改める。
」	「	北町支店	「	円応寺町5番7号	「	「	」	

附 則

この規程は、令和4年6月27日から施行する。ただし、第1条中別表第4の改正規定

（	「	イオン山形南支店	「	若宮三丁目7番8号	「	「	」	を
	「	米沢中央支店	「	米沢市金池五丁目7番12号	「	「	」	
「	「	米沢中央支店	「	米沢市金池五丁目7番12号	「	「	」	に改める部分及び
「	「	北町支店	「	円応寺町5番7号	「	「	」	を
「	「	北町支店	「	円応寺町5番7号	「	「	」	に改める部分に限る。）は同
「	「	イオン山形南支店	「	青田南24番40号	「	「	」	

年7月4日から、第2条の規定は同月11日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第37号

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年6月24日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙運動規程（昭和44年12月県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

別記第37号様式の5その1の備考第4項第2号中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記第37号様式の6の備考第4項第2号イ及びロ(イ)中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同号ロ(ロ)中「375,500円+5円2銭」を「386,500円+5円18銭」に改める。

別記第37号様式の7の備考第4項第2号イ中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同号ロ中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

別記第37号様式の8その1の別紙その2第1号中「15,800」を「16,100」に改め、同様式その2の別紙の備考第1項第1号及び第2号イ中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同号ロ中「375,500円+5円2銭」を「386,500円+5円18銭」に改め、同様式その3の別紙の備考第2項第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同項第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の山形県公職選挙運動規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この規程の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。